

食器洗淨及び清掃作業
部外委託に関する仕様書

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

久留米駐屯地業務隊

仕 様 書

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
食器洗浄及び清掃作業部外委託	作成	令和5年11月7日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	久留米駐屯地業務

1 総 則

(1) 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の久留米駐屯地（以下「官側」という。）食堂において実施する食器洗浄作業及び食堂清掃作業などの部外委託について規定する。

(2) 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

ア 契約担当官

食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約を締結する者

イ 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

ウ 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

エ 受託者

食器洗浄及び清掃作業の部外委託契約を請け負う者

オ 作業従事者

この役務に直接従事する者

カ 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

(3) 本委託業務の概要

官側の施設、器材を使用して、食器・配食缶類の洗浄、食堂（事務室、厨房及び糧食倉庫を除く。）の清掃及びこれらに付随する作業、並びに作業量の減少に伴う付加作業を行うものである。

駐屯地において、洗浄する食器・食缶類の標準的な種類及び数量は表1のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、喫食時間の変更をすることがあり受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

2 役務に関する要求

(1) 作業の条件

ア 受託者の作業条件

受託者の作業条件は、次による。

(ア) 日々の作業において、現場責任者を1名配置するものとし、官側が示す予定喫食者数等に応じ、別紙第1「令和6年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」及び別紙第2「久留米駐屯地隊員食堂における食器洗浄人員の配置」を基準として、作業従事者を適切に配置するものとする。

(イ) 作業従事者については、身元保証が確実なことを確認したうえで編成するとともに、事故防止、秘密保全その他関係法令などを厳守するものとする。

(ウ) 受託者の経費負担は、次のとおりとし、作業に必要な消耗品等は業務の受託中不足がないよう準備するものとする。

- a 作業用被服類，食器洗浄及び食堂清掃などの作業に必要な消耗品
 - b 保健衛生用消耗品
 - c その他，官側の準備するもの以外全て
別紙第3「（食器洗浄及び清掃作業業務）年間を通じて必要となる消耗品のリスト（基準）」
- (e) 器材などの使用に当たっては，次の事項を遵守するものとする。
- a 安全に万全を期す。
 - b 作業従事者自らが器材などを使用して負傷した場合は受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - c 使用前の安全点検，使用後の点検・手入れによって，器材の故障を未然に防止する。
なお，施設及び器材などの維持，修理は原則として官側の負担とする。
- (o) 本役務の実施に伴い，故意又は過失によって施設又は器材などに損害を与えた場合は，速やかに監督官又は検査官に報告するとともに，受託者の責任において速やかに現状に復旧するものとする。
- (ka) 使用する施設及び器材などは，本業務以外に使用してはならない。
- イ 作業従事者の服務
作業従事者の久留米駐屯地内における一般的な遵守事項は，隊員に準ずるものとする。
- ウ 作業従事者の作業条件
作業従事者の作業条件は，次による。
- (f) 日本国籍を持ち，心身ともに作業に支障のない者
 - (i) 現場責任者は，勤務時間中，常時腕章などを装着し，所在を明確にする。
- (2) 作業内容
- ア 調理ミーティングにおいて官側が示す細部要領に基づき，以下の作業を実施する。
- イ 食器・配食缶類の洗浄及びこれに付随する作業
- (f) 喫食後の食器類を食器洗浄機，洗剤などを使用して洗浄し，食器かごなどに分類・整理して収納の上，指定の場所に格納する。この際，食器かご及び食器消毒保管庫などの保管器材が汚れている場合は洗浄・手入れをする。また，残飯かごの残飯処理及びかごの洗浄・手入れをする。
 - (i) 配食後の食缶類を水槽，洗剤などを使用して洗浄し，指定の場所に格納する。この際，保管棚などの保管容器が汚れている場合は洗浄・手入れする。
 - (j) 食器洗浄機，水槽，その他洗浄に使用した器材・用具は，使用後に洗浄・手入れし，指定の場所に格納する。
 - (k) 作業終了後，食器洗浄室を清掃する。
- ウ 食堂（事務室，厨房及び糧食保管庫を除く。）の清掃及びこれに付随する作業
- (f) 喫食終了後，食卓，椅子，食卓備付品などを雑巾又は布巾を使用して清掃する。
 - (i) 喫食終了後，食堂の床，ドアなどを清掃器材・用具を使用して清掃する。特に汚れている箇所は水洗いする。
 - (j) 作業終了後，清掃器材・用具を手入れし，指定の場所に格納する。
- エ 卓上調味料の管理（容器への補充，容器洗浄等）及び卓上献立表等の差し替えを実施する。

(3) 作業量

ア 洗浄する食器・食缶類の種類及び数量は、表1を基準とする。

表 1

作業区分 種類		1日当たりの平均予定数量						
		平日			休日(土、日、祝日)			
		朝食	昼食	夕食	朝食	昼食	夕食	
食器類	飯わん	600個	800個	750個		400個	400個	
	汁わん	600個	800個	750個		400個	400個	
	カレー皿		800個	800個		400個	400個	
	丼		800個	800個		400個	400個	
	菜(洋)皿	600個	800個	750個		400個	400個	
	小皿	600個	800個	750個		400個	400個	
	小鉢	600個	800個	750個		400個	400個	
	湯のみ	600個	800個	750個		400個	400個	
	お盆	600個	800個	750個		400個	400個	
	はし等	600膳	800膳	750膳		400膳	400膳	
	食缶類	食缶(飯用)	10個	20個		15個	10個	10個
		食缶(汁用)	10個	20個		15個	10個	10個
食缶(菜用)		30個	35個	30個	20個	20個		

※1 各種不測事態(災害派遣・訓練等)に応じて数量が増加する場合がある。
 ※2 はし等には、大・小スプーン・レンゲを含む。

イ 各食後に清掃する食堂の面積及び食卓・椅子などの基準数量は、表2を基準とする。

表 2

区分	面積又は数量
食堂	1、261m ²
食器洗浄室	56m ²
食卓	200個
いす	800脚
食卓備付品	100組
残飯庫	4m ²

(4) 作業開始時刻及び終了時刻は、表3を基準とする。

表 3

区分	開始時刻	終了時刻
朝食作業	06時00分	11時40分
昼食作業	12時00分	13時30分
夕食作業	15時00分	19時30分

※1 休日(土・日・祝日)の朝食については、パン食のため、食器洗浄作業は実施しない。

※2 別紙第4「令和6年度休養予定日朝食の食事形態(基準)」

(5) その他

作業の内容、作業量、作業開始時刻及び終了時刻については、日々の監督官が作業の都度指示する。

3 監督及び検査

- (1) 各作業の実施時間、作業要領などについて監督官から調整を受けた場合は、現場責任者は適切に対応するものとする。
- (2) 各食の作業が終了したときは、検査官から次の判定基準に基づき検査を受けるものとする。

検査の時期等	検査項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	献立、予定喫食者数及び配置基準等に基づき、業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理態勢は確立されていたか
		業務に必要な衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等身だしなみは良好だったか
朝、昼、夕各食の食器洗浄作業時	食器、食缶等の洗浄状況	官側の指定した要領に基づき、食器、食缶等の洗浄・手入れを行ったか
		指定した数量の食器、食缶等を、時間内に洗浄したか
朝、昼、夕各食の清掃作業時	清掃状況	官側の指定した要領に基づき、食器洗浄室、食卓、椅子及び食卓備付品の清掃を行ったか
朝、昼、夕各食の作業終了時	器具・用具等の洗浄状況等	官側の指定した要領・頻度に基づき、器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか
		器具等の員数は不足していなかったか

4 その他の指示

(1) 衛生に関する事項

衛生に関する事項は、次による。

- ア 受託者は、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル（以下、“マニュアル”という。）に定める調理従事者等の衛生管理に基づき作業従事者の衛生管理を行うものとする。
- イ 作業従事者に係る食中毒などが発生し、損害賠償が求められるなど官側が損害を被った場合には受託者が官側に対し損害賠償の責任を負う。
- ウ 受託者は、官側がマニュアル別紙に示す従事者などの衛生管理点検表の点検項目に不備を確認し、不適格と指示した者は、就業させてはならない。
- エ 作業従事者等の、新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症罹患からの復帰に関しては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）に基づくとともに、必要な検査費用等は、受託者の負担によるものとする。

(2) 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、表4のとおりとする。

表4－提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備考
作業従事者一覧	年1回	業務開始 10日前まで	提出後、従事者に変更があればその都度提出する。
作業従事者菌検索結果	月1回以上	毎月3日まで 4月分は業務開始 3日前まで	1 菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査(0-157・0-111・0-26)を含めること。 2 10月から3月の間、ノロウイルス検査を含めること。 3 菌検索実施機関発行の結果を提出 4 従事者に変更があればその都度提出する。
作業従事者勤務割振表 (勤務予定表)	月1回	翌月分を前月3日 前まで	1 受託年度4月分は業務開始の10日前まで 2 従事者の変更の都度提出し、官側の確認を受けるものとする。
作業完了届	月1回	当月分を 翌月3日まで	別紙第5「役務完了届」

※1 契約締結後、業務開始にあたり上記書類の提出予定日を官側に通知するものとする。

※2 提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

(3) 作業の完了届

作業の完了届は、官側があらかじめ定める期間の終了時に官側の定める様式によって行うものとする。

(4) 仕様書に関する事項

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

令和 6 年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（4 月分）

月	区分	食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり 食数 A ÷ B		
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C			
4 月	平日	朝	858	510	719	14,381	1・2.5	4	2.5	10	3,595	
		昼	934	535	830	16,110	1・2	6	2	12	2,685	
		夕	848	344	717	14,358	1・4.5	6	4.5	27	2,393	
		計	—	—	—	44,849	1・9.5	16	—	—	49	—
	休日	朝	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昼	542	64	290	2,902	1・1.5	4	1.5	6	726	
		夕	530	64	351	3,510	1・4	4	4	16	878	
		計	—	—	—	11,750	1・8	10	—	—	32	—

令和 6 年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値 (5 月分)

月	区分	食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり 食数 A ÷ B
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
5 月	平日	朝	791	292	577	9,810	4	2.5	10	2,453
		昼	882	295	649	10,182	6	2	12	1,697
		夕	779	392	572	9,734	6	4.5	27	1,622
		計	—	—	—	29,726	16	—	49	—
	休日	朝	—	—	—	—	—	—	—	—
		昼	387	74	186	2,422	4	1.5	6	606
		夕	414	71	237	3,087	4	4	16	772
		計	—	—	—	9,750	10	—	27	—

令和6年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（6月分）

月	区分	食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当たり 食数 A ÷ B		
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C			
6月	平日	朝	767	313	568	12,487	1・2.5	4	2.5	10	3,122	
		昼	885	226	586	12,879	1・2	6	2	12	2,147	
		夕	715	229	499	10,987	1・4.5	6	4.5	27	1,832	
		計	—	—	—	36,353	1・9	16	—	—	49	—
	休日	朝	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昼	558	112	262	2,093	1・1.5	4	1.5	6	523	
		夕	430	128	258	2,062	1・4	4	4	16	516	
		計	—	—	—	7,838	1・8	10	—	—	27	—

令和6年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（7月分）

月	区分	食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当たり 食数 A ÷ B
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
7月	平日	朝	667	282	552	10,495	4	2.5	10	2,624
		昼	795	384	644	12,242	6	1.5	9	2,040
		夕	649	374	584	11,100	6	4.5	27	1,850
		計	—	—	—	33,837	16	—	46	—
	休日	朝	—	—	—	—	—	—	—	—
		昼	424	105	267	2,939	4	1.5	6	735
		夕	402	106	266	2,923	4	4	16	731
		計	—	—	—	10,840	10	—	27	—

令和 6 年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（8 月分）

月	区分	食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり 食数 A ÷ B		
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C			
8 月	平日	朝	549	198	455	7,743	1・2.5	4	2.5	10	1,936	
		昼	626	224	492	8,367	1・1.5	6	1.5	9	1,393	
		夕	589	184	433	7,359	1・5	6	4.5	27	1,227	
		計	—	—	—	23,459	1・9	16	—	46	—	
	休日	朝	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昼	404	65	173	2,424	1・1.5	4	1.5	6	606	
		夕	276	64	156	2,184	1・4.5	4	4.5	18	546	
		計	—	—	—	7,744	1・8.5	10	—	29	—	

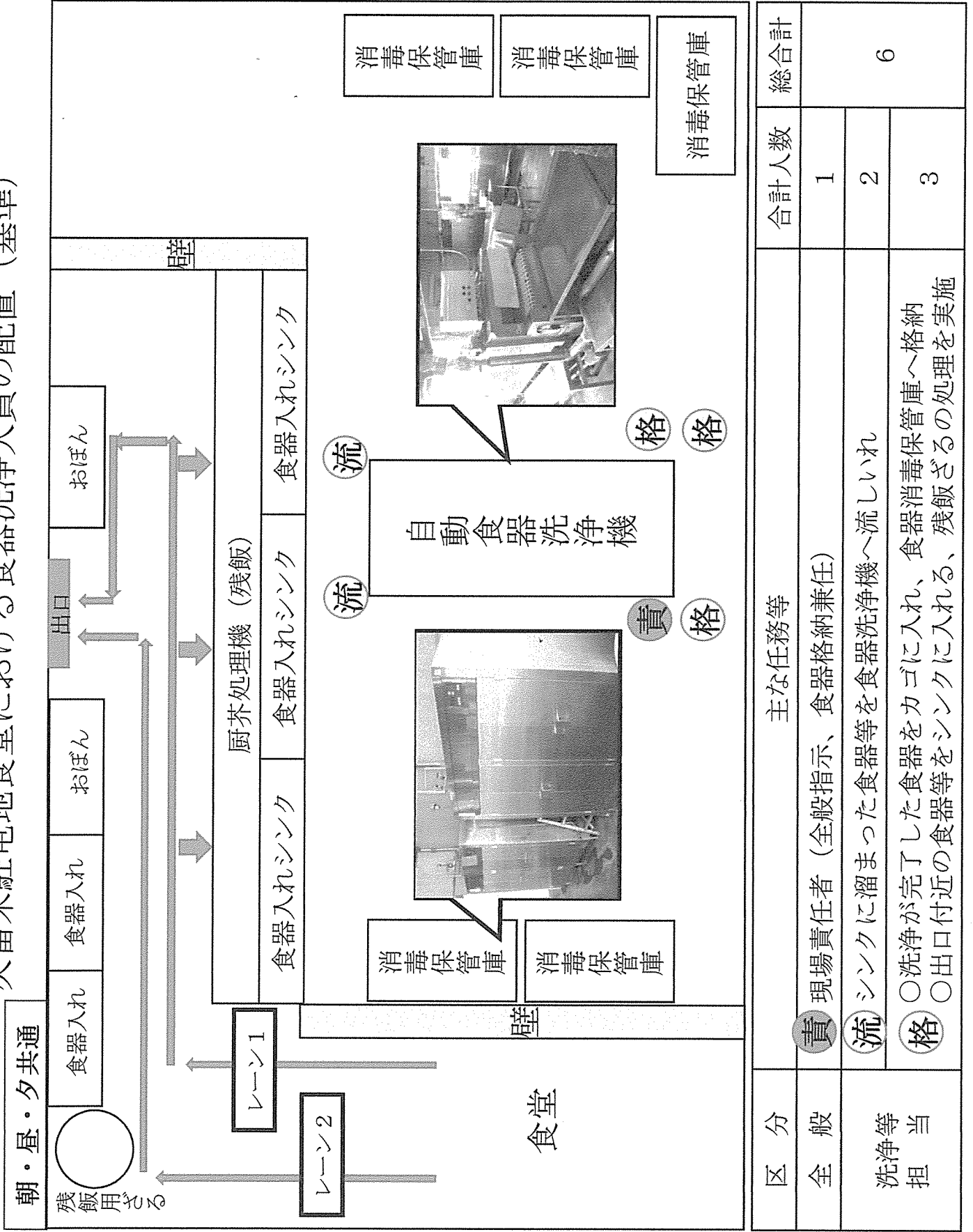
令和6年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（9月分）

月	区分	食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当たり 食数 A ÷ B
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
9月	平日	朝	776	195	556	11,121	4	2.5	10	2,780
		昼	983	428	677	13,535	6	1.5	9	2,256
		夕	898	332	577	11,545	6	4.5	27	1,924
		計	—	—	—	36,201	16	—	46	—
	休日	朝	—	—	—	—	—	—	—	—
		昼	272	109	208	2,076	4	1.5	6	519
		夕	556	120	244	2,438	4	4	16	610
		計	—	—	—	8,931	10	—	27	—

和6年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値(10月分)

月	区分	食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当たり 食数 A ÷ B	
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C		
10月	平日	朝	804	295	597	12,346	1・3.5	8	3.5	28	1,543
		昼	808	350	674	13,110	1・4.5	13	4.5	58.5	1,008
		夕	752	241	591	12,413	1・5	8	5	40	1,551
		計	—	—	—	37,869	1.13	29	—	—	126.5
	休日	朝	684	134	455	3,640	1・2	2	2	4	1,820
		昼	604	113	282	2,304	1・4.5	7	4.5	31.5	329
		夕	299	123	207	2,214	1・4.5	7	4.5	31.5	316
		計	—	—	—	8,058	1・11	16	—	—	67

久留米駐屯地食堂における食器洗浄人員の配置（基準）



「(食器洗浄及び清掃作業業務)年間を通じて必要となる消耗品のリスト(基準)」




No	使用区分	品名	備考
1	作業従事者個人用	マスク	
2	作業従事者個人用	個人用被服	帽子・ユニホーム・エプロン・履物等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋	
4	作業従事者個人用	爪ブラシ	
5	食器洗浄用	スポンジたわし	
6	食器洗浄用	中性洗剤、弱アルカリ性洗剤	
7	食器洗浄用	クレンザー	
8	食器洗浄用	油用食器洗剤	
9	食器洗浄用	除菌漂白剤	
10	食器洗浄器具清掃用	食器洗浄器用洗剤	
11	食器洗浄器具・卓上清掃用	消毒用アルコール	洗浄後消毒, 食卓・卓上品・椅子消毒
12	卓上清掃用	タオル、布巾	
13	卓上清掃用	洗濯用洗剤	タオル, 布巾用
14	食堂・食器洗浄室清掃用	ほうき	
15	食堂・食器洗浄室清掃用	デッキブラシ	
16	食堂・食器洗浄室清掃用	バケツ	
17	食堂・食器洗浄室清掃用	ポリ袋	久留米市指定ゴミ袋含
18	食堂・食器洗浄室清掃用	水切り	
19	食堂・食器洗浄室清掃用	モップ	
20	官民共用	アルコール消毒液	厨房入り口, トイレ等
21	官民共用	手洗い石鹼液	厨房入り口, トイレ等
22	官民共用	ペーパータオル	厨房入り口, トイレ等
23	官民共用	トイレットペーパー	トイレ等

※20 から 23 は官民共用となるため、作業従事者数を基準とし、官と要調整

令和6年度休養予定日朝食の食事形態（基準）

- 1 4, 5, 10, 11, 12, 1, 2, 3月の休養日の朝食において朝食がパンの場合、前日配布とする。
- 2 6月から9月の休養日の朝食はパンとし、当日配布とする。
- 3 4月1日の朝食は、パン又はおにぎり弁当とする。（おにぎり弁当の場合は当日配布とする。）

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

凡例：
 休養予定日
 パン
 おにぎり弁当

役 務 完 了 届

殿

契約者

下記のとおり、役務が完了したのでお届けします。

- 1 役 務 名 : 食器洗淨及び清掃作業部外委託役務

- 2 役 務 場 所 : 久留米駐屯地隊員食堂

- 3 実 施 期 間 : 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

- 4 完 了 年 月 日 : 令和 年 月 日